

## 福祉・介護職員等処遇改善加算 I 取得にかかる情報公開(見える化要件)

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

直近では、2024（令和6）年4月の介護報酬改定において処遇改善加算の一本化がされ、当法人におきましても介護職員等処遇改善加算 I を申請・取得しています。

当該加算を算定するにあたり、

- I 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること
- II 改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 人以上、職場環境の更なる改善、見える化
- III 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備
- IV 新加算（IV）の 1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分、職場環境の改善（職場環境等要件）、賃金体系等の整備及び研修の実施等

という I～IV の要件を満たしている必要があります。

II の「見える化」要件とは、① 2024 年度からの算定要件で、② 介護サービスの情報公表制度や自社のホームページ を活用し、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

	職場環境要件項目	当法人としての取組
1	入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 秋祭り等イベントを通じての職業魅力・法人魅力の広報活動</li> <li>● 地元中学校への福祉教育による職業魅力・法人の PR 活動</li> <li>● 採用後の新入職員研修および定期的なフォローアップ研修の実施</li> <li>● 前歴換算による異業種からの転職者への厚遇</li> </ul>
2	資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護福祉士取得に向けた支援</li> <li>● 自己啓発等、SDS 制度の運用</li> <li>● 法人内研修の開催および、外部研修への積極的な参加</li> <li>● オンライン研修システムの導入による研修受講の促進</li> </ul>
3	両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定正職員制度の創設による、柔軟な働き方への対応</li> <li>● 有給休暇の取得促進</li> <li>● いきいき G カンパニー認証済</li> </ul>
4	腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産業医による健康診断有所見職員への個別指導</li> <li>● メンタルヘルス対策としての研修の開催および参加</li> <li>● ストレスチェックを用いた集団分析</li> </ul>
5	生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 半期ごとの QC サークル活動</li> <li>● 記録業務の電子化</li> <li>● 勤務シフト作成の自動化</li> <li>● 勤怠管理の電子化</li> </ul>
6	やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● チームカンファレンスによる横断的な支援会議の実施</li> <li>● 法人理念について学ぶ行動規範研修の実施</li> <li>● 秋祭り等イベントを通じての職業魅力・法人魅力の再発見・再認識</li> <li>● 地元中学校への福祉教育による職業魅力の再認識</li> </ul>

令和6年4月1日  
 社会福祉法人広済会  
 理事長 石倉信男

